

「地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン（案）」に対する意見一覧

- 意見 1 個人
- 意見 2 個人
- 意見 3 株式会社クルートレイン
- 意見 4 日本ユニシス株式会社
- 意見 5 株式会社インターネットイニシアティブ
- 意見 6 ヤフー株式会社
- 意見 7 神奈川県
- 意見 8 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会
- 意見 9 個人
- 意見 10 個人
- 意見 11 財団法人地方自治情報センター
- 意見 12 特定非営利活動法人 ASP・SaaS インダストリ・コンソーシアム

個人

「地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン（案）」中、「サービス利用契約書（サンプル）」について以下のように案文を改めるよう提案します。

【第 1 条】

「乙が運営する ASP サービスの利用に関し、甲の同意」とあるのを「乙が運営する ASP サービスの提供に関し、甲の同意」に改める。

（理由）サービスの利用者が甲で、その提供者が乙である。従って、甲の同意が必要となるのは、サービスの提供者である乙の行為に対するものであるから、その旨明確にするよう案文を改める必要がある。

【第 2 条】

1 号 削除する。

（理由）契約書の前文で既に定義されている「利用者」の語句が、5号で繰り返し置かれており、相互に定義が抵触する。「都道府県または市区町村」という定義は、前文よりも広範な定め方であって、適切でない。

5 号 「本 ASP サービスの提供を受けるため甲が設置する」を「本 ASP サービスを利用するために甲が設置する」に改める。

（理由）案文では、サービスの利用と提供について、語彙の使い分けが明確でなく、誤解を生じやすい。

【第 2 条及び第 3 条】

仕様書が規定する範囲について、サービスレベルなどといった技術的な内容に限定するように、第 2 条 4 号の定義を改める必要がある。

（理由）第 3 条によると、仕様書の内容は、乙が一方的に変更できる。第 2 条 4 号では、「本仕様書は、本契約書の一部をなすもの」とあることから、本契約書による契約事項が、甲の同意なしに、乙によって一方的に変更できることになり、不当である。（なお、3 条の条文解説では、SLA の変更については 7 条による事前協議の対象としているが、7 条の規定振りからは、そのような義務があるとは解されない。仮に SLA の変更について事前協議が必要と解されるとしても、

仕様書に SLA を目的としない条項が存在する場合は、いずれにせよ、一方的な仕様書の変更が可能となる。）

【第4条】

第4条中「甲及び乙」とあるのを、「乙」に改める。

（理由）第4条は、地方公共団体である甲が第三者に権利義務の譲渡し又は引受させることについても、乙の書面による同意を要求するが、例えば、甲が他の団体と分合する場合にも、乙の同意がなければ、適切に当該契約を承継させることができなくなるので、地方自治法7条の趣旨から、適切ではない。

また、本条の目的が「万が一問題が発生した場合に権利関係が錯綜する」ことに備えるものであれば、むしろ、乙が本契約に係る権利義務を移転しようとする場合においてのみ、甲の同意を求めることで足りる。

【第5条】

「甲と乙の間で訴訟が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。」とあるのを、

「本契約について紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。」に改める。

（理由）訴訟物によっては、簡易裁判所に訴えを提起するほうが効率的な場合がある。従って、合意管轄については、特定の地方裁判所を指定するのではなく、契約当事者いずれかの普通裁判籍を管轄する裁判所とするほうが、当事者双方の利益にかなう。

また、「訴訟が生じた場合」との文言では、実際に訴訟が係属している場合をいうのか、あるいは訴訟となるべき事実が生じた場合をいうのか判然としないし、和解、調停又は支払督促などといった訴訟でない司法手続については合意管轄から漏れることにもなりかねない。

【第7条】

第7条の末尾に次の文を加える。

「第3条の変更を行おうとする場合も、同様である。」

（理由）第3条の解説で、「SLAの内容に違反する仕様変更やサービス品質の低下など地方公共団体が不利益を被る可能性がある仕様変更などについては、地方公共団体の業務の公共性に照ら

し、第7条のとおりASP・SaaS事業者は事前に地方公共団体と協議する必要がある。」とある。しかし、7条は「本利用契約の各条項の解釈に疑義のある場合及び本利用契約に定めなき事項」についての協議を要求するものであって、第3条の解説が想定する場合には、協議を行う義務が生じない。

【第8条】

第1項第3号を次のとおり改める。

「第2条7号に係る通信回線の役務を提供する電気通信事業者が、当該回線の電気通信業務を停止したとき」

(理由)「電気通信事業者が事業を中断したとき」とあるが、ASP事業者もまた電気通信事業者である(電気通信事業法2条4号、5号参照)。本条第1項は、第三者に起因する、いわゆる不可抗力による免責を定めるものであろうかと思われるが、そうであれば、その旨を明確にする必要がある(なお、24条1項5号には、乙を電気通信事業者から除外する規定がある)。また、通信サービスの中断の理由は、当該契約に係る電気通信業務の停止に限るべきである。

【第11条】

第11条第2項の次に次の項を加える。

「3 前条第1号によって本ASPサービスの全部を廃止したときは、乙は、甲に対して、廃止日の翌日から契約の満了日までに甲が乙に対して支払うべき利用料に相当する金額を支払う。本ASPサービスの一部を廃止したときは、乙は、甲に対して、廃止日の翌日から契約の満了日までの期間中に甲が乙に対して支払うべき利用料を上限として、当該期間中の廃止されたサービス部分の対価に相当する金額を支払う。」

(理由)第10条1項で、乙は「本利用契約」を中途解約できないとあるが、11条で、事前の通知又は不可抗力によりサービスの廃止が可能としている。この場合、乙は甲に対して利用料を日割りで払戻す。他方、甲が中途解約する場合は、契約期間中の利用料を乙に対して全額支払う必要がある。10条と11条を比較すると、乙にとって極めて都合のよい内容である。

仮に、サービス廃止が契約の途中で行われた場合、甲は代替するサービスを探すか、自前で構築しなければならず、過大な損害を被る可能性がある。他方、乙にとっては、不採算を原因とするサービスの廃止は、損害の拡大を抑える効果があるので、サービス廃止による受益者は、乙である。

従って、不可抗力を原因とする場合以外、すなわち11条1項1号によるサービス廃止の場合には、乙は、甲に対して一定の補償を行う必要があると考える。

【第12条】

第12条1項中「及びそれに関わるすべての資料など」を削除する。

(理由) サービスの利用が終了した場合、ASP で利用していたデータを他の ASP や自前の設備に移行する必要があるかと思われるが、この場合、甲が乙から提供された資料をすべて返還又は消去するとなると、データ移行の作業が極めて困難になることが想定される。

従って、仕様書など技術的資料については、契約終了後も甲が保管できるようにする必要がある。

【第23条】

全部改める。

(理由) 23条の賠償責任は、民間相互の同種契約と比較しても、乙に極めて有利な内容であり、地方公共団体の正当な権利を一方向的に制限するものである。多くの地方公共団体の規範となるべきサンプル契約書としてふさわしくないので、全部改めるべきである。

個人

表題について意見します。

地方公共団体では、国からの補助金または交付金によってシステムの導入を図っている事例があるが、多くは同じ様なシステムを各地方公共団体が自分のところにあった仕様にカスタマイズして仕様書を組み入れを行っている。

ゆえに基幹システムはほぼ同じであるにもかかわらず、各地方公共団体が独自で予算を組んでシステムを構築しており非常に無駄が生じている。

しかも、入札業者はシステム構築は安価で落とし、その後の基幹システムを他社が保守出来ない仕様にし、保守費用で稼ぐというやり方が横行している。

例えば国土交通省の土砂災害情報相互通報システムなどはそのいい例であり、本来は国または都道府県単位でシステムを組み、各市町村はインターネットまたはL G-WANで気象庁からのデータを受診すればよいだけである。

ゆえに、S a a S又は自治体クラウドについては、そのような悪しき弊害が減る（無くならないが）可能性があり、早急に実現をすべきである。

国によるS a a Sのはしりとしては、例えば国民保護の安否情報システムやJ-A L E R Tがあるが、やはりトラブル時のサポート体制がはっきりしていない。市町村としては都道府県を通じて国に照会するという、非常に時間もかかり面倒な手続きがいるからだ。

特に小さな地方公共団体や辺地、過疎地域ではI T担当者が専任でない場合も多々あることから、S a a S又は自治体クラウドの実現にあたってはそのあたりの国のサポートが必要と思われる。

株式会社クルートレイン

「地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン（案）」に関し、以下のとおり意見を提出します。

【ASP・SaaS 事業者の安全・信頼性の評価について】

「ASP・SaaS 事業者の情報セキュリティ対策の運用状況を確認するためには、第三者からの証明を受けた公的資格（プライバシーマークや ISMS など）の取得の有無を確認することも有用である。」と記載されている。しかしながら、『ASP・SaaS における情報セキュリティ対策ガイドライン』に記載されているように、情報セキュリティマネジメントに関する既存の基準・規範は、ASP・SaaS サービス等の個別のサービスの内容や形態を念頭に置いて作成されたものではないため、ASP・SaaS 事業者がこれらの基準・規範をそのまま利活用する場合、ASP・SaaS 事業者の実態に即した情報セキュリティマネジメントが導入・運用しにくいといった問題がある。このため公的資格を取得している事業者であっても、ASP・SaaS 事業まで対象としていることはほとんどないのが実態である。

また、『ASP・SaaS 安全・信頼性に係る情報開示認定制度』はあくまでも『ASP・SaaS の安全・信頼性に係る情報開示指針』に従って適切に開示を行っているかどうかを認定するものであり、情報セキュリティマネジメントを適切に実施しているかどうかを認定しているものではない。

また、ASP・SaaS 事業者の選択において、定常的にセキュリティ監査報告書を作成し、開示することを表明している事業者が望ましいと記載されているが、セキュリティ監査は助言型が多く、保証型の監査を行っているケースは少なく、地方公共団体がこのことを識別することは困難である。

以上のことから、現状においては個人情報を取り扱う地方公共団体のシステムのサービスを提供する ASP・SaaS の契約を行うことにおいて、地方公共団体が業務委託契約を結び、検査を行うことが必須となってしまう。とはいえ情報セキュリティマネジメントの運用を検査することはこれまた困難である。

よって、地方公共団体の ASP・SaaS については、公的に認定する制度・機関を早急に作る必要があると考える。ASP・SaaS は LGWAN-ASP として整備されることが多いと考えられるので、LGWAN-ASP の認定において、情報セキュリティマネジメントに係る認定も合わせて行うことが現実的であると考えられる。

日本ユニシス株式会社

No.	意見を提出する該当ページ	意見を提出する該当箇所	意見内容	意見提出の理由
1	P99～ P117	「サービス利用契約書（サンプル）」のうち、「条文解説」を除いた一切の記述。	添付別ファイル「(日本ユニシス)第7章に対する意見」のとおりです。 意見内容およびマイクロソフト Word ファイル形式で契約書（サンプル）への変更履歴の形でコメントを記述しています。	
2	P99	第2条 ⑦	「⑦本ASPサービス用設備など」において利用している「通信回線」の用語の定義を追加されるとなお良くなると思います。	
3	P102	第8条 解説2.	第8条第1項第2号の条文の表現をご検討いただければと思います。	(条文解説) 2. 「第1項第2号のデータセンターの保守とは、定期点検などのデータセンターの通常業務の範囲内で行われるものを想定しており、ASP・SaaS事業者の責めに帰す事由により工事などが必要になった場合はこれに含まれない（免責されない）とするものである。」の解説をいただいておりますが、条項のみを見た場合本解説の主旨が受け取りにくいように思います。

4	P115	第 23 条 第 1 項 (1)	「ペナルティの適用は牽制的な手段である」旨の補足説明を追加いただければと考えます。	72 ページ「4.5.1 SLA が達成されなかった場合の対応」において「現時点では、SLA はサービスレベルが達成されなかった場合に ASP・SaaS 事業者にペナルティを課すものが主流である。ペナルティの内容は、財務上（違約金など）、運用上（システム増強・代替手段の適応）、契約上（解約など）などの対応が中心となっている。しかし、一方的に要求事項を列挙しペナルティを課すのではなく、地方公共団体と ASP・SaaS 事業者が、ともに創意工夫をし、サービス品質の向上へ協力して取り組むことも必要である。」と記載され「ある程度の期間 SLA を遵守できればペナルティポイントを消滅させる仕組みを導入するなど、単純に SLA 違反に即座に補償を求めるのではなく、長期的に見た品質向上へつながる仕組みの導入を検討することも効果が高い」とも説明されていますが、本条項の記載では単純にペナルティによる補償の適用を行うように取れるため。
---	------	------------------------	---	---

「地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン(案)」

「第7章 ASP・SaaS における契約書(サンプル)」

【2010/03/03 日本ユニシス】

はじめに

本ガイドラインでの参照資料として、98頁の資料（ア・イ）が掲げられていますが、今回のコメントにあたり、以下のモデル契約の内容も参考にしました。

①経済産業省「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」～
情報システム・モデル取引・契約書」

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/softseibi/index.html#05

②（社）情報サービス産業協会（JISA）「ASPサービスモデル利用規約と解説」

<http://www.jisa.or.jp/pressrelease/2005-0322-j.html>

<http://www.jisa.or.jp/report/index-h16-j.html#16-J004>

.....

〇〇サービス利用契約書

利用者（地方公共団体、以下「甲」という。）とサービス提供者（以下「乙」という）は、乙が甲に対し、第1条以下の各条項及び別紙に従い、乙が運営する ASP型またはSaaS型のサービス（以下「本サービス」という） の提供を行うことに関し、以下のとおり 契約（以下「本契約」という） 合意し、~~本契約~~を締結する。

【2010/03/03 日本ユニシス】

本サンプルは、ASP・SaaS型の双方を前提としたモデル契約であるため、頭書部分を上記のとおり表現すべきものと思料致します。また、本サンプルがASP・SaaS型の双方を前提としたモデル契約であることに鑑み、原案での「本ASPサービス」との用語については「本サービス」との用語に置き換えるべきものと思料いたします。

なお、本サンプル原案では、「および」「また」「ただし」について、漢字表記とひらがな表記が混在しているため、統一すべきものと思料いたします。

(目的)

第1条 本契約書本契約は、乙が運営するASPサービス本サービスの利用に関し、甲の同意が必要な事項を定めることを目的とする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

頭書部分にて「本サービス」を定義したので、上記のとおり修正しています。
なお、本サンプルの原案では、「本契約」・「本契約書」・「本利用契約」など、同一の意味内容について違う用語が用いられていますので、「本契約」に統一すべきものと思料いたします。

(定義)

第2条 本契約書本契約において使用されるは、次の用語の定義はそれぞれ次の各号に規定のとおりとする。意味で使用する。

(1) ㊦利用者

本ASPサービス本サービスの提供を受ける甲の職員または役職員（以下「甲の役職員など」という）として乙所定の方法により登録された者。都道府県または市区町村。

(2) ㊧契約期間

本契約書本契約の「別紙1別紙」に本サービスの利用期間として定める。

(3) ㊨利用料

本契約書本契約の「別紙1別紙」に本サービスの利用に係る月額の対価利用サービス及び利用料金として定める。

(4) ㊩本仕様書

次の内容で構成される本ASPサービス本サービスに関する仕様書。

〇〇ASP サービス仕様書

なお、本仕様書は、本契約書本契約の一部をなすものとする。

(5) ㊪契約者設備

本ASPサービス本サービスの提供を受けるため甲が設置するコンピュータ、通信設備その他の機器及びソフトウェア。

(6) ㊫本ASPサービス本サービス用設備

本ASPサービス本サービスを提供するにあたり、乙が設置するコンピュータ、通信設備その他の機器及びソフトウェア。

(7) ㊬本ASPサービス本サービス用設備など

本ASPサービス本サービス用設備及び本ASPサービス本サービスを提供す

るための通信回線。

(8) ㊟ユーザID

甲が本 ASPサービス本サービス を利用するにあたり、甲とその他の者を識別するために用いられる英字、数字などによる符号。

(9) ㊟パスワード

ユーザIDと組み合わせて、甲が本 ASPサービス本サービス を利用するにあたり、甲とその他の者を識別するために用いられる英字、数字などによる符号。

(10) ㊟登録書

甲にユーザID及びパスワードを払い出すために乙が必要とする書類。なお、利用責任者の申請を兼ねる。

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 全体的に表現を平易化しました。なお、「号」については、本サンプル中の他の条項での表記との整合性を取る観点から、①・②・・・ではなく、(1)、(2)・・・との表記に統一すべきものと思料いたします。また、
2. 第1号の「利用者」の定義に関し、本サンプルの原案では、「利用者＝甲」ということになり、定義上の整合性が確保できていないものと思料いたします。よって、「利用者」の定義については、上記のとおり修正いたしました。
3. 第2号の「別紙1」との用語に関し、本サンプルの原案では別紙が1つしか存在しないため、「別紙」との表記としました。また、第2項について表現を簡素化しました。
4. 第3号について、本サンプルの原案では月額制の利用料が想定されているため、上記のとおり修正しました。

(本仕様書 など の変更)

第3条

1. 乙は、乙のホームページに掲載またはその他乙所定の方法にて甲に通知することにより、本仕様書を変更することができるものとする。 但しただし、通知する際には、乙は一定の予告期間をもって甲へ通知するものとする。なお、この場合には、甲の利用条件その他契約書の内容について、 当該予告期間の満了をもって 変更後の本仕様書を適用するものとする。
2. 前項にかかわらず、本契約の各条項及び別紙の内容に係る変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議のうえ、別途、書面にもとづく合意によってのみ行うことができるものとする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 第1項について、通知の効力発生時期を明確化すべきものと思料いたします。
2. 本契約の各条項及び別紙の内容に係る変更手続きの要式性が不明なため、第2項を新設し、明確化すべきものと思料いたします。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 甲及び乙は、事前に相手方による書面による承諾を得ることなく、本利用契約本契約により発生する権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならないものとする。

(再委託)

第4条の2

1. 前条にかかわらず、乙は、乙の責任において、本サービスの一部を第三者（甲が指定する第三者を含むものとし、以下「再委託先」という）に再委託することができるものとする。ただし、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所などを甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切である合理的な理由が存する場合、甲は乙に書面によりその理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができるものとする。
2. 前項ただし書にもとづき、乙が甲の請求を受けて当該第三者への再委託を中止する場合、甲及び乙は利用料、契約期間などの変更について協議するものとし、合理的な範囲で合意するものとする。なお、乙が甲の請求を受けて当該第三者との再委託に関する契約を解除した場合、甲は当該解除に伴い乙に生じた費用及び乙が当該第三者に対して支払った損害賠償金を負担するものとする。
3. 乙は、再委託先に対し、本契約にもとづいて乙が甲に対して負担するのと同等の義務を負わせるものとする。
4. 乙は、再委託先における業務の履行について甲の責に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。ただし、甲が指定した再委託先における業務の履行についてはこの限りではないものとする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

ASP型サービスやSaaS型サービスなどにおいては、受託者単独の製品（機器・ソフトウェア）や技術によるサービス提供が困難であり、サードパーティーの起用がなされるケースが大半と解されます。

そこで、原則として、乙において再委託先を選定する権限を認める条項を規定したうえで、再委託をした場合の甲乙間の権利義務関係を規定すべきと思料いたします。あわせて、甲の意向を尊重する観点から、仮に乙選定の再委託先に対して甲が異

議を述べた場合の処理についても規定すべきものと考えます。

(合意管轄)

第5条 甲と乙の間で訴訟が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第6条 本利用契約本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

(本契約の有効性など)

第6条の2

1. 法律の規定または裁判所の判断により本契約の一部が無効または適用不可能とされた場合であっても、それによって本契約の他の部分の有効性や適用可能性は影響を受けないものとし、法律により許容される範囲内で法的強制力を有するものとする。
2. 甲または乙が相手方による本契約の条項の遵守を強制せず、または要請をしなかったとしても、当該条項の履行に係る請求権を放棄したとはみなされず、当該条項その他の条項の履行を強制する権利になんら影響を与えないものとする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

本契約（本仕様書を含む）の条項が適用不可能とされた場合などの処理を明確化すべきと考えます。

(完全合意)

第6条の3 本契約は、その締結日における甲乙間の合意のすべてを規定したものであり、口頭であるか書面であるかを問わず、本契約の締結以前に甲乙間でなされた協議内容、合意事項あるいは一方当事者から相手方に提出された各種資料、申し入れ、その他一切の提案及び約束と本契約の内容が相違する場合には、本契約の内容が優先するものとする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

本契約の締結前に、甲乙間で何らかの資料のやり取りがなされる可能性があります。本サービスに係る最終的な甲乙間の権利義務関係については本契約（本仕様書を含む）に規定の諸条件に一本化されることを明確化し、権利義務関係の内容をめぐる甲乙間の疑義の発生を回避すべきと考えます。

(協議など)

第7条 甲及び乙は、[本利用契約本契約](#)の各条項の解釈に疑義のある場合及び[本利用契約本契約](#)に定めなき事項については、[本利用契約本契約](#)が公共性の高いサービス提供を内容としている趣旨に則り互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

第2章 契約の締結など

([本サービスの](#)一時的な[中断及び](#)提供停止)

第8条

1. 乙は、本仕様書に定める内容にかかわらず、次の各号の場合には[本ASPサービス本サービス](#)の提供の全部または一部を停止することができるものとする。
 - (1) [天災・事変戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致死的な伝染病の流行を含む天災地変（以下「天災地変」という）その他の不可抗力などの非常事態](#)、第三者の加害行為（サイバーテロなど）によりサービスの提供が不能となったとき
 - (2) データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき
 - (3) 電気通信事業者が事業を中断したとき
 - (4) [電力会社の電力供給が中断したとき](#)
2. 前項の場合、乙は、その事由の発生後直ちに[本ASPサービス本サービス](#)が停止される時期及びその期間を甲に対して通知するものとする。
3. 乙は、甲につき次の各号の事由が生じたときは、[本ASPサービス本サービス](#)の提供を停止できるものとする。
 - (1) 甲が[別紙1に定める](#)利用料金の支払いを遅滞したとき
 - (2) 甲が[本利用契約本契約](#)の各条項に違背したとき
 - (3) 前2号のほか、甲の[責め責](#)に帰すべき事由により乙の業務に著しい支障を来たし、またはそのおそれがあるとき
4. 前項の場合、乙は、甲に対して、事前にサービスの提供を停止する日、その期間及び停止する理由を通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由による場合は事後の通知をもって足りるものとする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 原案では「中断」と「停止」の用語が用いられていますが、それぞれの用語の異同が明確でないため、「中断」という用語は用いるべきでないと考えます。2. 原案では、本条第1項第1号のほか、第11条第1項、第24条第1項において、天災地変・不可抗力に関する記述が存在するため、定義の統一を図るべきと考えます。

このため、天災地変・不可抗力関連の定義については、本条第1項第1項にて行い、第11条第1項、第24条第1項に当該定義を用いる事としました。

なお、原案では、「天災事変」と表記されていますが、本サンプルは労働法分野に属するものではないため、一般の商事契約の慣例に従い、「天災地変」と表記すべきものと考えます。3. 本条第1項第2号に関し、データセンターの保守・工事は例示と解釈されますので、「その他」ではなく「その他の」という用語が適切と考えます。

4. 電力供給の中断についても停止理由とすべきと解されるため、本条第1項第4号を新設しました。

5. 本サービスの対価に関し、原案では「利用料」・「利用料金」など、同一の意味内容について違う用語が用いられていますので、「利用料」に統一すべきものと思料いたします。このため、第3項第1号を上記のとおり修正しました。

6. 法令用語では、「責め」は「責」と表現されるケースが多いものと思料しますので、第3項第3号について上記のとおり修正しました（他の条項についても同様）。

(契約期間)

第9条

1. 本ASPサービス本サービスの契約期間は、本契約書本契約の別紙1別紙に定めるとおりとする。
2. 甲が本サービスの契約期間の更新または延長を希望する場合、更新または延長の可否及び更新または延長する場合の利用料などの必要事項について甲乙協議する。ただし、乙は、本サービスの契約期間の更新または延長に応じる義務を負うものではないものとし、契約期間が複数回にわたって更新または延長された場合についても同様とする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

契約の延長・更新の実施に関する手続きを明確化すべきと考えたため、第2項を追記いたしました。

(中途解約・契約解除)

第10条

1. 前条の規定にかかわらず、甲は解約希望日の○ヶ月前までに乙所定の方法で乙に通知を行うことにより、解約希望日をもって本利用契約本契約の全部若しくは一部を解除することができるものとする。ただし、甲は解約希望日から契約満了時までの期間に対応する利用料相当額を、乙が定める期日までに乙の定める方法により支払うものとする。なお、乙は、期間中、本利用契約本契約を中途解約できないものとする。

2. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、甲への事前の通知若しくは催告を要することなく 本利用契約本契約 の全部若しくは一部を解除することができるものとする。
 - (1) 登録書その他の申請などに虚偽または過誤（軽微なものを除く。）があり、乙から甲に対する是正の催告の後相当の期間が経過してもなお是正がなされない場合
 - (2) 甲が 本利用契約本契約 に違反し、乙から甲に対する当該違反の是正の催告の後相当の期間が経過してもなお当該違反が是正されない場合
 - (3) 甲が支払期日をすぎても利用料を支払わず、乙から甲に対する支払いの催告の後相当の期間が経過してもなお利用料が支払われない場合
 - (4) 甲が 本ASPサービス本サービス 用設備などに支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行った場合
 - (5) その他 本利用契約本契約 を履行することが困難となる事由が生じた場合
3. 甲は、前2項による 本利用契約本契約 の解除があった時点において未払いの利用料がある場合には、乙が定める期日までに乙の定める方法により支払うものとする。また、前項による解除の場合、甲は、解除の効力の発生した日から契約満了時までの期間に対応する利用料 相当額 を、乙の定める方法により支払うものとする。
4. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、乙へ何らの催告も要せず 本契約書本契約 の全部若しくは一部を解除できるものとする。
 - (1) 差押・仮差押・仮処分・租税滞納処分その他公権力の処分を受けたことにより、本ASPサービス本サービス の提供に支障があると認められる場合
 - (2) 民事再生申立・会社更生申立・破産申立がなされたとき
 - (3) 自ら振出し若しくは引受けた手形 又また は小切手に不渡りが発生したとき

(本ASPサービス本サービス の廃止)

第11条

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本ASPサービス本サービス の全部または一部を廃止し、廃止日をもって 本利用契約本契約 の全部または一部を解約することができるものとする。
 - (1) 廃止日の〇ヶ月前までに甲に通知した場合
 - (2) 天災など不可抗力などの乙に起因しない事由 第8条第1項第1号に規定の事由 により 本ASPサービス本サービス を提供できない場合
 - (3) 本サービス用設備に供される機器またはソフトウェアについて、当該機器またはソフトウェアの供給元から保守サービスを受けることができなくなった場合
 - (4) 再委託先が第10条第4項各号のいずれかに該当したとき
2. 前項の規定にもとづき 本ASPサービス本サービス の全部または一部を廃止する場合、

乙は、既に支払われている利用料のうち、廃止によりまでの本ASPサービス本サービスを提供しない日数に対応する額を日割計算にて甲に返還する。

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 第11条第1項第2号における不可抗力に関する記述については、第8条第1項第1号と整合性を取るべきものと考えます。
2. 本サービス用設備に供される機器またはソフトウェアについて、製造元ベンダーが「サポート停止」を表明した場合、サービスの継続が困難となるケースが少なからず存在するところ、製造元ベンダーがサポート停止を表明した場合には、乙に廃止権を認めるべきと考えます。よって、第11条第1項第3号を新設すべきと考えます。
3. 再委託先が第10条第4項各号のいずれかに該当した場合は、サービスの継続が困難となるものと考えられますので、乙に廃止権を認めるべきと考えます。よって、第11条第1項第4号を新設すべきと考えます。

(契約終了後の処理)

第12条 甲は、理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、次の各号に定める措置を速やかに講じるものとする。

~~1. 甲は、理由の如何を問わず、本利用契約が終了した場合、~~

(1) 本ASPサービス本サービスの利用にあたって乙から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わるすべての資料など（当該ソフトウェア及び資料などの全部または一部の複製物を含む。以下同じとする。）のすべてを終了後速やか直ちに乙に返還し、契約者設備に格納されたソフトウェア及びそれに関わる資料などのすべてを、甲の責任で完全に消去するものとする。

~~2. 乙は、理由の如何を問わず、本利用契約が終了した場合、~~

(2) 本ASPサービス本サービスの利用にあたって甲から提供を受けた資料など（資料などの全部または一部の複製物を含む。以下同じとする。）のすべてを終了後速やか直ちに甲に返還し、本ASPサービス本サービス用設備に記録された資料などのすべてを、乙の責任で完全に消去するものとする。

~~3. 乙は、理由の如何を問わず、本利用契約が終了した場合、なお、本ASPサービス本サービス~~を経由し甲から受信したデータ（本仕様書に定める方法により送信されたものに限る。）の取扱いについては、甲乙間で別途協議の上決定するものとし、その後、乙の責任で完全に消去するものとする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 原案第12条第1項ないし第3項について、いずれも「乙は、理由の如何を問わず、本利用契約が終了した場合」という表現が採用されていますが、読みやすさを重視し、上記のとおり修正すべきものと考えます。
2. 資料などの返還時期については、「直ちに」ではなく、「速やかに」が適切と考えます。

第3章 サービス

(本ASPサービス本サービスの利用方法)

第13条

1. 甲は、甲が定めて乙所定の方法により登録した職員又は役職（以下、「登録職員など」という）利用者に対してのみ本ASPサービス本サービスを利用させることができるものとし、甲の責任において登録職員など利用者に本利用契約本契約の各条項を遵守させるものとする。
2. 甲は、登録職員などの登録事項利用者に変更が生じた場合には、乙に対して速やかに所定の方法により連絡するものとする。
3. 乙は、甲が本ASPサービス本サービスを利用するために、甲に対しアカウント情報（ユーザID及びパスワードその他本サービスを利用するために必要な情報をいうものとし、以下「アカウント情報」というなど）を提供するものとする。
4. 甲は、アカウント情報を第三者に対して開示、貸与、共有せず、パスワードの適宜変更その他の方法でアカウント情報を第三者に漏えいすることのないよう厳重に管理し、適切に使用するものとする。アカウント情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用などにより甲または甲以外の者が損害を被った場合、乙は一切の責任を負わないものとする。
5. 第三者が甲のアカウント情報を用いて本ASPサービス本サービスを利用した場合、当該行為は甲の行為とみなされるものとし、甲はかかる利用についての利用料の支払その他の債務一切を負担するものとする。また、当該行為により乙が損害を被った場合、甲は当該損害を補填するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由故意または過失により甲のアカウント情報が第三者に利用された場合はこの限りではない。

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 第2条第1項第1号の「利用者」の定義を変更したことに伴い、本条第1項および第2項については上記のとおり修正すべきと考えます。
2. 第3項の「アカウント情報」との用語については、第4項および第5項でも使用されるため、上記のとおり定義すべきと考えます。
3. 本サンプル原案中の他の条項での表記との整合性を考えると、第5項の「故意または

過失」という用語は、「責に帰すべき事由」と表記すべきと考えます。

(本ASPサービス本サービスの種類と内容)

第14条

1. 本ASPサービス本サービスの種類及びその内容は、本仕様書に定めるとおりとする。
2. 甲は、以下の事項を子承承諾の上、本ASPサービス本サービスを利用するものとする。
 - (1) 第24条(免責)第1項各号に掲げる場合を含め、本ASPサービス本サービスに乙に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 乙に起因しない本ASPサービス本サービスの不具合については、乙は一切その責を免れること
 - (3) 本サービスはインターネットなどの通信回線を経由して非独占的に甲へ提供されるサービスであり、契約者設備の性能または本サービス用設備などの利用状況などにより本サービスの利用可能性、通信速度、レスポンスなどが変化するサービスであること。ただし、本仕様書に別段の定めがある場合はこの限りではないものとする。
3. 本ASPサービス本サービスの内容は本利用契約本契約及び本仕様書で定めるものとし、以下の事項その他のサービスに関わる事項は、本利用契約本契約及び本仕様書において明示的に記載されている場合を除き、甲へ提供されないものとする。
 - (1) 契約者設備及び本ASPサービス本サービス用設備の接続サービスに関する問い合わせ対応及び障害対応
 - (2) 契約者設備のソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ対応及び障害対応
 - (3) 磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、用紙その他の消耗品の供給
4. 甲は、本利用契約本契約にもとづいて、本ASPサービス本サービスを使用する権利を許諾されるものであり、本ASPサービス本サービスに関する一切の知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 本サンプル原案中の他の条項での表記との整合性を考えると、第2項本文の「了承」という用語は、「承諾」と表記すべきと考えます。
2. ASPやSaaSは、インターネットなどの通信回線を経由して提供されるサービスであり、通信回線等の利用状況などによりレスポンスなどが変化するため、乙の免責を認める必要があるものと考えます。このため、第2項第3号を新設すべきと思料致します。

第4章 利用料

(本ASPサービス本サービスの利用料)

第15条

1. 甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、毎月月末限り乙の指定する口座宛に送金して当月分の利用料を支払うものとする。
2. 契約期間の開始日または終了日が、暦月の初日または末日以外の場合であっても、甲は、当該開始日または終了日が属する月分の利用料を乙に支払うものとし、乙はその暦日数に対応する額の日割計算は行わないものとする。
3. 契約期間において、第8条~~(一時的な中断及び提供停止)~~に定める本ASPサービス本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本ASPサービス本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、甲は、契約期間中の利用料の支払を要するものとし、乙は、当該本ASPサービス本サービスを利用できない状態となった日数に対応する額の日割計算は行わないものとする。
4. 甲が本ASPサービスの利用料の支払いを怠った場合は、甲は、支払う金額利用料に対して支払期日から支払済みまで年〇%の割合による遅延損害金を付加して支払うものとする。ただし、当該利率が「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定される遅延利息の利率を下回る場合、本項に規定の利率は同法にもとづく利率に読み替えるものとする。
5. 甲は、本契約にもとづく利用料その他の支払いにあたり、消費税法及び地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等相当額をあわせて乙に支払うものとする。なお、振込手数料は甲が負担するものとする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 月額料金制であることを明確化する観点から、第1項は上記のとおり修正すべきと考えます。
2. 第2項について誤字を修正しました。
3. 利用料の支払いにあたり、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」および「消費税法」との関連性を明確化する観点から、第4項は上記のとおり修正し、第5項を追記すべきと考えます。

第5章 甲の義務など

(自己責任の原則)

第16条

1. 甲は、本ASPサービス本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三

者に対して損害を与え、または第三者からクレームなどの請求がなされた場合においては、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。甲が本ASPサービス本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレームなどの請求を行う場合においても同様とする。

2. 本ASPサービス本サービスを利用して甲が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、甲の責任で提供されるものであり、乙はその内容などについていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。
3. 甲は、故意または過失自己の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合、乙に対して、当該損害を賠償する責を負う行いものとする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

本サンプル原案中の他の条項での表記との整合性を考えると、第5項の「故意または過失」という用語は、「責に帰すべき事由」と表記すべきと考えます。

(本ASPサービス本サービス利用のための設備設定・維持)

第17条

1. 甲は、自己の費用と責任において、契約者設備を設定し、契約者設備及び本ASPサービス本サービス利用のための環境を維持するものとする。
2. 甲は、本ASPサービス本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって契約者設備を通信回線に接続するものとする。
3. 契約者設備及び本ASPサービス本サービス利用のための環境に不具合がある場合、乙は甲に対して本ASPサービス本サービスの提供の義務を負わないものとする。

(禁止事項)

第18条

1. 甲は、本ASPサービス本サービスの利用に関し、以下の行為を行わないものとする。
 - (1) 他者第三者の著作権・商標権などの知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (2) 他者第三者の財産・プライバシーまたは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (3) 他者第三者を差別し、若しくは誹謗中傷し、またはその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺罪などの刑事犯罪に関連する行為またはそのおそれのある行為
 - (5) 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待に当たり若しくは公序良俗に反する画像、文書な

どを送信または掲載する行為

- (6) 無限連鎖講を開設し、または加入を勧誘する行為
- (7) 本ASPサービス本サービスなどにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (8) 他者第三者になりすまして本ASPサービス本サービスなどを利用する行為
- (9) ウィルスなどの有害なコンピュータープログラムなどを送信または掲載する行為
- (10) 無断で他者第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、または他者第三者が嫌悪感を抱くと認められる、若しくはそのおそれのある電子メール（迷惑通信）を送信する行為
- (11) 他者第三者の設備などまたはインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (12) 法令、条例などに違反する行為若しくは公序良俗に反する行為（売春の斡旋、暴力、残虐行為など）
- (13) 本サービスを日本国外で利用する行為
- (14) 前各号のほか、甲または乙が本ASPサービス本サービスの利用に不相当と判断した行為

2. 乙は、甲が前項各号に該当した場合、当該行為定める甲の行為に対して違法または有害な情報の発信を中止するよう甲へ要求できるものとし、甲がこれに応じない場合には、本ASPサービス本サービスの利用を停止することができるものとする。ただし、違法性または有害性が高いものと乙が信じるに足りる相当の理由がある場合（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第3条にもとづき乙が損害賠償責任を負う可能性がある場合を含むがこれらに限定されない）高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実に発生していることまたはその蓋然性が大きいことその他の乙が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合においては、乙は事前の要求を行うことなく一時的に利用停止の措置を講じることができるものとする。

3. 乙は、前項の場合、甲と事前に協議した上で違法・有害な情報の全部または一部を削除することができるものとする。ただし、違法性または有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者第三者の権利侵害が現実に発生していることまたはその蓋然性が大きいことその他の乙が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合においては、乙は事前の協議を行うことなく当該情報の削除を行うことができるものとする。

4. 乙は、甲からアカウント情報契約者アカウントが不正に利用された旨の通知を受けた場合は、甲と協議の上アカウント情報契約者アカウントの変更などの必要な措置を講じるものとする。

5. 前3項の場合、甲に損害が発生しても乙は何らの責任も負担しないものとする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 本サンプル原案中の他の条項での表記との整合性を考えると、第1項各号および第3項の「他者」という用語は、「第三者」と表記すべきと考えます。
2. 本サンプルでは、日本国外でのサービス利用を想定していないため、第1項第13号を新設しました。
3. 第2項について、読みやすさを重視し、上記のとおり修正すべきと考えます。
4. 第4項での「契約者アカウント」は「アカウント情報」の誤記と考えますので、上記のとおり修正すべきと考えます。

第6章 乙の義務など

(善管注意義務など)

第19条

1. 乙は、本ASPサービス本サービスの提供期間中、本利用契約本契約に従い、善良なる管理者の注意をもって甲に対して本ASPサービス本サービスを提供するし、本ASPサービスの提供に関する一切の責任を負う(本利用契約において免責とされているものを除く)。
2. 乙は、本ASPサービス本サービスの提供に当たり、役務の提供第4条の2にもとづく再委託先その他の第三者乙以外の者(甲を除く。以下同じ。)との関与がある場合、甲乙協議の上、甲に対して乙と乙以外の者の関係、乙の本ASPサービス本サービスの提供に関する体制その他の資料を提供する。

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 見出しについては、「善管義務など」よりも「善管注意義務など」としたほうが一般的な表記と思われますので、上記のとおり修正すべきと考えます。
2. 第1項において、「善良なる管理者の注意」と記述されていますが、民法上の表記に倣い、「善良な管理者の注意」とすべきと考えます(第21条第2項、第22条第2項も同様)。また、カッコ書きについては、第24条における具体的な免責条件に係る規定に集約すべきと考えます。
3. 第2項について、再委託先との関係性を明確にすべき観点から、上記のとおり修正すべきと考えます。

(本ASPサービス本サービス用設備などの障害など)

第20条

1. 乙は、本ASPサービス本サービス用設備などに障害があることを知ったときは、甲に

対し、速やかにその旨を通知する。

2. 乙は、本ASPサービス本サービス用設備などに障害があることを知ったときは、遅滞なく本ASPサービス本サービス用設備を修理または復旧する。
3. 乙は、本ASPサービス本サービス用設備などのうち、本ASPサービス本サービス用設備に接続する通信回線について障害があることを知ったときは、ただちに当該通信回線を提供する事業者に修理または復旧を指示する。
4. 前各項のほか、本ASPサービス本サービスに不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ速やかに相手方に通知し、両者協議のうえの上各自の行う対応措置を決定し、それを実施するものとする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

本サンプル原案中の他の条項での表記との整合性を考えると、第4項の「・・・のうえ」という用語は、「・・・の上」と表記すべきと考えます。

(権利侵害に係る防御)

第20条の2

1. 本サービスの全部または一部が第三者の権利を侵害するものとして第三者から甲または利用者に対して権利侵害に係る請求がなされた場合、次の各号所定の要件がすべて満たされた場合に限り、乙は甲に代わってまたは甲とともに当該申立を処理するものとし、かつ、甲の被った損害に対し第23条第2項に定める損害賠償責任を負うものとする。ただし、第三者からの請求が、甲の本規約の違反その他乙の責に帰すことのできない事由による場合にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。

(1) 甲が第三者から申立を受けた後、速やかに乙に対し申立の事実及び内容を通知すること

(2) 当該第三者との交渉または訴訟の遂行に関し、甲が乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、かつ必要な援助をすること

(3) 甲が速やかに本サービスの利用を中止すること

2. 本サービスの全部または一部が第三者の権利を侵害していた場合、またはそのおそれがある場合、乙は自己の判断にもとづき、次の各号のいずれかの措置を講じるものとする。

(1) 本サービスを侵害のないものに改変すること

(2) 本サービスの利用が可能となるよう第三者から許諾を得ること

3. 乙は、本サービスの権利侵害に関して、本条に定めるもの以外の責任を負わないもの

とする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

本サービスについて権利侵害が発生した場合の処理について明確化する観点から、本条を追加すべきと考えます。

第7章 秘密情報などの取扱い

(秘密情報の取扱い)

第21条

1. 甲及び乙は、本利用契約本契約における「秘密情報」を、本利用契約本契約にもとづき相手方から開示を受ける技術上・行政上などの情報であって、次の各号に該当するものと定義する。
 - (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物または電子文書・電磁的記録として開示される情報
 - (2) 秘密である旨を告知した上で口頭で開示される情報であって、口頭による開示後○日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの
2. 甲及び乙は、互いに秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理し、相手方の事前の書面による同意または法令により開示を求められた場合を除き、第三者に開示、公表及び配布をしないものとする。なお、秘密情報の取扱いについては、甲が作成し、乙と協議の上別途定める「取扱準則」に従うものとする。
3. 甲及び乙は、秘密情報を開示された目的にのみに使用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、甲及び乙が、秘密情報を自己の履行補助者再委託先に開示する場合には、相手方の事前の同意を得ることは要しない。ただし、この場合、甲及び乙は、再委託先開示する者に対して本条の責任を遵守させなければならない。
5. 甲及び乙は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報として扱わないことを確認する。ただし、秘密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。
 - (1) 開示時点で既に公知であった情報、または既に保有していた情報
 - (2) 開示後、甲及び乙の責め責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
 - (5) 秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報
6. 第2項の義務は、本契約の解除の有無にかかわらず、秘密情報を受領した日から○年間存続するものとし、その間に本利用契約が終了した場合もなお存続する。

7. 甲及び乙は、本利用契約本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、または本ASPサービス本サービス提供のために必要がなくなった場合には、相手方の指示に応じ、第1項の秘密情報を記録した媒体及びその複製物を返還または破棄するものとする。開示が電子文書または電磁的記録による場合の取扱い及び破棄処分の方法に関しては甲乙が協議の上決定する。

【2010/03/03 日本ユニシス】

第6項について、読みやすさを重視し、上記のとおり修正すべきと考えます。

(個人情報の取扱い)

第22条

1. 乙は、本ASPサービス本サービスの提供に関連して知った甲の保有する住民などの個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定の情報をいうものとし、以下「個人情報」という。）を次の各号の場合を除いては他に開示、公表、及び配布をせず、乙自身もその個人情報を利用しないものとする。なお、個人情報とは、形式及び内容の如何を問わず、個人を特定できる情報のうち、甲が指定した情報をさすものとする。ただし、法令にもとづき開示が要求された場合についてはこの限りではないものとする。次の各号の場合であっても、通信の秘密に該当する事項については、開示、公表及び配布することはできないものとする。
 - ~~(1) 本利用契約第22条第3項にもとづき開示する場合~~
 - ~~(2) 法令にもとづき開示が要求された場合~~
2. 乙は、前項の個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、漏えい防止のための合理的かつ必要な方策を講じるものとする。
3. 乙は、本利用契約本契約が終了したとき、甲の要求求めがあったとき、または本ASPサービス本サービス提供のために必要がなくなったときは、甲の指示に応じ、第1項の個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還または破棄する。開示が電子文書または電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては甲乙が協議の上決定する。
4. 乙は、前3項に規定するほか、個人情報の取扱い及び管理について、甲の個人情報保護条例（平成〇年〇〇条例第〇号）を始めとする個人情報保護に関する法令の趣旨に従うものとし、甲が法令の範囲内で作成し、乙と協議の上別途定める「取扱準則」を遵守するものとする。
5. 前条第2項及び前項の「取扱準則」と前条または本条の内容が相違する場合には、「取扱準則」の内容が優先するものとする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 第1項について、読みやすさを重視し、上記のとおり修正すべきと考えます。
2. 本サンプル原案中の他の条項での表記との整合性を考えると、第3項の「求め」という用語は、「要求」と表記すべきと考えます。
3. 「取扱準則」と第21条・第22条との優先関係を明確化する観点から、第5項を追記すべきと考えます。

第8章 損害賠償など

(損害賠償の制限)

第23条

1. 甲及び乙は、乙が本ASPサービス本サービスの提供にあたり、甲に対して負担する補償・賠償の責任の範囲について、を以下のとおり合意とする。
 - (1) SLA（本仕様書に定められる保証事項を言う。以下同じ。）を遵守できない場合、乙は、本仕様書に定めた条件に従いペナルティを負担することとする。なお、本仕様書に定めたペナルティが金銭的補償を内容とする場合、当該ペナルティを損害賠償額の予定とみなすものとし、次号は適用されないものとする。
 - (2) ~~前号のほか、~~乙が本利用契約本契約に定める義務に違反し甲に損害が発生した場合、乙は甲の蒙った損害を賠償する責任を負担するものとする。~~(条文例)ただし、乙が負担する責任はその原因が乙の故意または重過失にもとづく場合を除き、別添1に定める利用料金損害発生の原因となった事由が発生した月に係る利用料の〇ヶ月分を限度とする。)~~
2. 前項第2号の場合、乙が甲に対し賠償すべき損害には次の損害は含まれないものとする。
 - (1) ~~債務が履行された場合に得られたであろう損害(得べかりし利益の損害)逸失利益~~
 - (2) ~~債務の不履行によって通常生ずべき直接損害以外の損害特別の事情によって生じた損害(間接損害及び特別損害・予見の有無を問わない)~~
3. 第1項(同項第1号にもとづく損害賠償額の予定額を除く)及び第2号にもとづく乙が甲に対し賠償すべき具体的な金額については、必要に応じ別途甲乙間で協議の上取り決めるものとする。なお、本項は、第1項及び第2号にもとづく乙の損害賠償責任の制限を否定するために規定されたものと解釈してはならない。~~することとする。~~

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 第1項第1号については、SLA上で金銭的ペナルティを規定した場合には、損害賠償額の予定とみなし、第1項第2号にもとづく損害賠償責任は適用されないものと原則的に解すべきであるため、第1項第1号を上記のとおり修正すべきと考えます。

2. 第1項第2号に関し、上限値の設定を基本的な考え方として採用すべきであると考えます。

(理由)

- ①ASPやSaaSをはじめとする各種のシステムサービスについては、その使用目的が多岐にわたるため、不履行に起因する損害に係る具体的事象や損害額について予測することは困難。
- ②システムサービスの不履行に起因する「通常生ずべき損害」の範囲についての裁判例は乏しく、「特別の事情によって生じた損害」や「逸失利益」の除外のみでは、乙（サービス提供者）の賠償責任が過大となる可能性がある。
- ③乙（サービス提供者）のサービス料金の見積金額は、ある一定の制限された賠償責任を前提として算定されたものであるところ、賠償金額に制限を設けなければ合理的な見積算定に支障が出る。
- ④製造物責任の事例とは異なり、システムサービスにおいては、損害賠償保険や裁判外紛争解決制度などの仕組みがまだ十分に確立されていない。
- ⑤システムサービスの不履行は、コンピュータシステムのバグに起因するケースもあるが、コンピュータシステムの特質上、バグを完全に除去することは不可能である。すなわち、バグは、プログラムの設計時に想定していなかった例外的処理がなされた際に発生するが、無数に想定しうる例外的処理を設計時にすべてクリアすることは不可能。また、どの程度のバグが善管注意義務違反となるかについても、裁判例の蓄積が乏しい。
- ⑥私企業である顧客とサービス提供者との間のシステム関連サービスに関する契約書においてはサービス提供者の免責規定（賠償金額は受託金額を上限とし、特別損害・逸失利益は除外する）が設けられるケースが多いが、官公庁との契約においては責任制限がまったく認められないケースが大半であり、公平性を欠く。

以上より、本サンプルでは、損害賠償額に上限を設ける条項例を基本とし、個別案件によっては責任制限規定を除外する考え方を示すべきものと考えます。

3. 第2項第1号については、端的に「逸失利益」と表記したほうが読みやすさに資するものと考えますので、上記のとおり修正いたしました。また、第2号については、民法416条第2項の用例に倣い、「特別の事情によって生じた損害」と表記すべきものと考えます。

4. 第3項について、趣旨を明確化する観点から上記のとおり修正すべきものと考えます。

(免責)

第24条

1. 本ASPサービス本サービスまたは本利用契約本契約に関して乙が負う責任は、前条の範囲に限られるものとし、乙は、本契約の解除の有無にかかわらず、以下の事由により甲に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

(1) 第8条にもとづく本サービスの提供停止

(2) 第9条第2項において、契約期間の更新または延長に応諾しないことに起因して生じた損害

(3) 第10条第2項にもとづく本契約の解除

(4) 第11条にもとづく本サービスの廃止及び本契約の解約

(5) 第18条第1項に甲が違反したことに起因して発生した損害

(6-1) 天災地変その他の、騒乱、暴動などの不可抗力

(7-2) 契約者設備の障害及び本ASPサービス本サービス用設備までの接続サービスの不具合、その他の接続環境の障害

(8-3) 不正アクセス、盗聴、なりすまし、サービス妨害攻撃、コンピュータウイルス・ボットなどの攻撃に対する、未知の脆弱性に起因して発生した損害

(9-4) 乙が定める手順・セキュリティ手段などを甲が遵守しないことに起因して発生した損害

(10-5) 電気通信事業者（乙を除く）が提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害

(11-6) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令にもとづく強制的な処分

(12-7) 本サービスの提供に伴い甲乙間にて授受される物品に関し、乙の責に帰すべからざる事由によりよる納品物の搬送途中での紛失などの事故が発生したことに起因する損害

(13-8) その他乙の責に帰すべからざる事由

2. 乙は、甲が本ASPサービス本サービスを利用することにより甲と第三者との間で生じた紛争などについて一切責任を負わないものとする。

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 第1項本文については、趣旨を明確化する観点から、「本契約の解除の有無にかかわらず、」という文言を追記すべきと考えます。

2. 下記の事象によって生じた損害については損害賠償責任の対象が意図することを明確

化すべきと考えます。

- (1) 第8条にもとづく本サービスの提供停止
 - (2) 第9条第2項において、契約期間の更新または延長に応諾しないことに起因して生じた損害
 - (3) 第10条第2項にもとづく本契約の解除
 - (4) 第11条にもとづく本サービスの廃止及び本契約の解約
 - (5) 第18条第1項に甲が違反したことに起因して発生した損害
3. 第1項第6号については、第8条第1項第1号にて「天災地変」の定義をしたため、上記のとおり修正すべきものと考えます。
4. 第1項第12号については、趣旨明確化の観点から上記のとおり修正すべきものと考えます。

.....

別紙1別紙 (サンプル)

~~〇〇サービス利用契約における第1条第1項は、以下の定めとする。~~

①利用者

②契約期間

③利用料 (月額)

~~本規定は、〇年〇月〇日以降の契約に適用する。~~

【2010/03/03 日本ユニシス】

1. 「〇〇サービス利用契約における第1条第1項は、以下の定めとする。」とありますが、第1項第1号は「利用者」に関する記述です。従いまして、同文言は削除すべきと考えます。
2. 利用料が月額であることを明確化する観点から、「③利用料 (月額)」と表記すべきと考えます。
3. 「本規定は、〇年〇月〇日以降の契約に適用する。」との文言ですが、趣旨が不明なため削除すべきと考えます。

株式会社インターネットイニシアティブ

「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン(案)」に関し、別紙1・2・3のとおり、意見を提出します。また、意見が1000字を超えるところ、その要旨を別紙4のとおり提出します。

別紙1 インターネットASPにおけるデータセンターの設置場所について

別紙2 データセンターへの現地調査・立入りについて

別紙3 ASP・SaaSにおける情報の取扱いについて

別紙4 意見要旨

インターネットASPにおけるデータセンターの設置場所について

意見:

「第1章ASP・SaaSとは 1.2地方公共団体のシステムの導入形態 1.2.2ASP・SaaSの導入」において、インターネットASPについての記述中「地方公共団体が住民情報などの機密性が求められる情報を扱う業務にインターネットASPを活用する場合、事業者のデータセンターやバックボーンの構成についても留意した慎重な検討が必要である。」とあるところ、次に示すように、この文の前に1文を追加するとともに、この文を一部修正する。(追加文および修正箇所を下線を記す)

海外に設置されたデータセンターに情報がおかれる場合、その情報の取扱いについては当該国の法令が適用されることから、個人情報の適正な取扱いとして日本国の法令が求めていると同様の取扱いを法律上必ずしも担保できない。地方公共団体が住民情報など機密性が求められる情報を扱う業務にインターネットASPを活用する場合、事業者のデータセンターの設置場所の国内外の別、データセンターやバックボーンの構成についても留意した慎重な検討が必要である。

理由:

海外に設置されたデータセンターに情報がおかれる場合、その情報の取扱いについては当該国の法令が適用される。この場合、個人情報の適正な取扱いとして日本国の法令が求めているのと 同様の取扱いを法律上必ずしも担保できない。

具体的には、日本国の法令による規律の如何にかかわらず、また、各地方公共団体の明示あるいは黙示に表示された意思なり、インターネットASPとの間の契約内容にかかわらず、当該国の法令が規律するところにより、インターネットASPのデータセンター内におかれた情報が差押えられ、情報が解析され、あるいは情報が消去されるといったことがあることは否定できない。

個人情報を含め、地方公共団体の事務における情報の取扱いは、日本国の法令の定めるところによることは論をまたないものの、基本的に地方公共団体に委ねられているところである。他方で、地方公共団体がこれらの諸外国の法制度と日本国の法制度との違い及びその結果生じうるリスクを包括的かつ具体的に理解することは必ずしも容易ではないし、それを求めることも妥当ではない。

本ガイドラインは、「サービスの選定やASP・SaaS事業者との契約、サービス導入後の運用などの各段階における課題の洗い出しと解決のための適切な措置について検討を行った」結果を「地方 公共団体におけるASP・SaaSの導入の際の参考に資するため」まとめたものであるとされる。(「1. 背景と目的」最終段落の記述より。「」および波線は意見提出者による)

データセンター設置場所の国内外の別により個人情報保護の観点からのリスクが生じることが明らかである以上、背景と目的に記されるガイドラインの趣旨に照らし、データセンターにおかれることとなる保護されるべき個人情報その他の情報について、データセンターが国外にある場合は国内にデータセンターがある場合とは異なる取扱いを受けうることを明記することにより、地方公共団体に 対して、右リスクの存することへの注意を喚起することが適当である。

データセンターへの現地調査・立入りについて

意見:

「第6章ASP・SaaS利用に関する契約の進めかた 6.6調達における留意事項②(個別項目) 6.6.1データセンターへの現地調査・立入り」の記述中、「よって、システムの監査や障害対応に おけるデータセンターへの地方公共団体職員の立入りやデータセンターに関する情報開示については、調達の段階で事前にASP・SaaS事業者やデータセンターに確認しておく必要がある。」とある ところ、次に示すように、この文のあとに1文を追加する。(追加部分に下線を付す)

よって、システムの監査や障害対応におけるデータセンターへの地方公共団体職員の立入りの可否やデータセンターに関する情報開示については、調達の段階で事前にASP・SaaS事業者やデータセンターに確認しておく必要がある。また、安全性・信頼性を生命線とするデータセンターのセキュリティポリシーを歪め、データセンターそのものの安全性・信頼性を損なうこととなりかねない ことから、データセンターへの現地調査や立入りを行う旨を調達要件とすることは適当ではない。

理由:

一般に、セキュリティ上の観点から、ASP・SaaSのデータセンターの場所は機密事項とされることが通例である。

原案では、「機密事項であるとされている場合も多い」としており、この点に配慮していると見受けられるものの、「システムの監査や障害対応におけるデータセンターへの地方公共団体職員の立入りやデータセンターに関する情報開示については、調達の段階で事前にASP・SaaS事業者やデータセンターに確認しておく必要がある」とするにとどまっている。

システムの監査や障害への対応の必要性は否定されるべきものではないものの、その手段としてデータセンターへの現地調査や立入りを行う旨を調達要件とすることは、安全性・信頼性を生命線とする多くのデータセンターのセキュリティポリシーを歪めることとなりかねない。

仮に、現地調査・立入りを行う旨を要件とした場合、多くのデータセンターにとって実現が困難な 要件を課すこととなり、地方公共団体の意図の如何にかかわらず、いたずらに過度な競争制限を 生ぜしめることとなりかねない。また、現地調査・立入りの実施が、かえって、地方公共団体の情報がおかれるデータセンターそのものの安全性・信頼性への脅威となりかねない。

以上のことから、「現地調査・立入り」がセキュリティ上問題であることを明示するとともに、これを 調達の要件として定めることが適当でない旨を明記することが適当である。

ASP・SaaSにおける情報の取扱いについて

意見:

「第6章ASP・SaaS利用に関する契約の進め方 6.6調達における留意事項②(個別項目) 6.6.2ASP・SaaSにおける情報の取扱い」の記述中、「地方公共団体においては、上記の項目を中心に、ASP・SaaS事業者において特に個人情報が含まれるデータの安全性がどのように確保されているか、また、万一個人情報が漏えいした場合の対応が明確になっているか、などについて十分に確認しておく必要がある。」とあるところ、この文のあとに1文を追加する。(追加部分に下線を付す)

地方公共団体においては、上記の項目を中心に、ASP・SaaS事業者において特に個人情報が含まれるデータの安全性がどのように確保されているか、また、万一個人情報が漏えいした場合の対応が明確になっているか、などについて十分に確認しておく必要がある。個人情報の取扱いの適正性については、「プライバシーマーク制度」によるマーク付与の認定や「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」による認証など広く一般に利用されている認定・認証制度があるところ、これらの認定・認証の有無、認定・認証されていないのであればその理由などを確認することも有効である。

理由:

個人情報の取扱いについて万全を期す必要があるのは論をまたないところであり、原案の指摘するように、ASP・SaaS事業者において特に個人情報が含まれるデータの安全性がどのように確保されているか、また、万一個人情報が漏えいした場合の対応が明確になっているか、などについて十分に確認しておく必要がある。

技術的なセキュリティや人間系の運用・管理を含めて、総合的に、個人情報の取扱いの適正化に係る体制を評価するものとして、「プライバシーマーク制度」や「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」があり、これらの制度に基づく認定や認証の有無は個人情報の取扱いの適正性を勘案する際の指標として広く一般に利用されている。

したがって、原案が掲げるように、個々の自治体が個人情報の取扱いが適正であることを十分に確認しておくことが必要であるところ、これらの制度による認定・認証の有無なども参考にしつつ確認することも有効である旨明記することが適当である。

意見要旨

海外に設置されたデータセンターにおかれる情報の取扱いについては当該国の法令が適用されることから、個人情報の適正な取扱いとして日本国の法令が求めていると同様の取扱いを法律上 必ずしも担保できない。地方公共団体が住民情報など機密性が求められる情報を扱う業務にインターネットASPを活用する場合、事業者のデータセンターの設置場所についても留意した慎重な検討が行われるよう、この旨をガイドラインに明記し、地方公共団体にデータセンターの設置場所の国内外の別で生じるリスクについて注意を喚起する。

データセンターへの現地調査や立入りを行う旨を調達要件とすることは、安全性・信頼性を生命線とするデータセンターのセキュリティポリシーを歪め、データセンターそのものの安全性・信頼性を損なうこととなりかねないことから適当ではない旨をガイドラインに明記する。

ASP・SaaS事業者において特に個人情報が含まれるデータの安全性がどのように確保されているか、また、万一個人情報が漏えいした場合の対応が明確になっているかなどを確認するにあたり、「プライバシーマーク制度」による認定や「情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度」による認証など、広く一般に利用されている認定・認証の有無等を確認することも有効であるので、この旨をガイドラインに明記する。

ヤフー株式会社

「地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（別紙）

- ・ 地方公共団体の提供する行政サービスは、公共性の高いサービスであり、基本的に高いセキュリティレベル・サービスの稼働率が求められるものと考えます。しかしながら、地方公共団体の提供するすべてのサービスについて、一律の基準が求められるべきではなく、ガイドライン案 58 頁記載の通り、個々のサービスの性質や取り扱う情報等に応じて、ASP・SaaS 提供者に求めるべき基準が定められるべきものと考えます。
- ・ ガイドライン案 26 頁において、「これに対し、インターネット ASP については、昨今のクラウドコンピューティングの活用が進展を受け、地方公共団体においてもこれまで以上に柔軟な情報システムの利用や業務の効率化を可能にするものと期待される場所である。しかしながら、地方公共団体におけるインターネット ASP の利用については、よりグローバルにネットワーク資源を確保しているインターネット ASP ほどシステムの柔軟性や利用料金の低廉化を期待できる一方、たとえば地方公共団体の業務に係る情報が海外の場合も含めてどのデータセンターで処理されているのか地方公共団体側では把握できないことも事実である。」との指摘がなされており、また、ガイドライン案 101 頁では、ASP・SaaS のサービス利用契約のサンプルにつき、「日本国内でのサービスを前提としているため、準拠法も日本法とする。」とされております。

ASP・SaaS のサービスを利用する場合において、データセンターがどこに存在するか不明な場合があるのは、ガイドライン案ご指摘の通りであります。また、仮にサービス利用契約においては当該契約にかかる準拠法を日本法とした場合においても、地方公共団体の保有する情報が保存されているデータセンター自体がわが国以外の国に存在する場合は、当該国の法律の適用を受ける場合があります。この点についてさらにいえば、データセンターの所在地にかかわらず、外国 ASP・SaaS 事業者は、当該事業者が籍をおくわが国以外の国の法律の適用を受ける場合があります、その場合は、たとえば、当該国の法令に基づき、当該 ASP・SaaS 事業者に対して当該国の政府等による情報開示等にかかる命令等がなされる可能性があり、地方公共団体の保有する、住民情報をはじめとする各種申請・納税等にかかる情報などの個人情報その他開示されることが想定されていない情報について、当該国の政府等に「筒抜け」になってしまうことがあり得ます。

このようなリスクに対して、地方公共団体が当該外国 ASP・SaaS 事業者に対し非開示を義務付けることは通常不可能で現実的ではないと考えます。地方公共団体の保有する情報が、わが国の法制度の庇護を受けることができなくなり、他国の法制度の下に取り扱われるようなことは、通常地方公共団体において想定しているものではないと考えますので、ASP・SaaS 事業者の選定にあたっては、このようなリスクも勘案する必要があるものと考えます。

したがって、ガイドライン案においては、

- 1) 地方公共団体の保有する情報が保存されているデータセンターがわが国以外の国に所在する場合や、データセンター自体はわが国に存在しても、当該 ASP・SaaS サービスを提供している事業者が外国事業者であった場合、地方公共団体の保有する情報に、わが国の法制度の庇護が及ばない場合があり、当該国の政府等の命令等によって、地方公共団体の保有する個人情報等が、当該国の政府等に開示される場合があり得ること
- 2) ASP・SaaS 事業者の選定にあたっては、1)をふまえて、ASP・SaaS サービスを利用して提供する行政サービスの性質等を勘案の上、慎重な検討が必要であること
- 3) ASP・SaaS サービスを利用して提供する行政サービスの性質等を照らして、当該 ASP・SaaS サービスが取り扱う地方公共団体の保有する情報について、わが国の法制度による庇護を及ぼしたい場合は、ASP・SaaS 事業者との SLA 等の契約において、地方公共団体の保有する情報を国内に保存する（国外に情報を保存しない）ことを求める必要があること

以上について言及する必要があるものと考えます。

・ガイドライン案 91 頁の「6.5.3 ASP・SaaS の情報収集・分析」に関し、記載されている方法のほか、既に導入済みの他の地方公共団体に相談することも行われています。しかし、既に導入済みの地方公共団体は、ASP・SaaS 事業者に対して一定の秘密保持義務を負っていることから、この地方公共団体の秘密保持義務違反を誘引することのないように注意すべきであることについて言及する必要があるものと考えます。

・ガイドライン案 112 頁の契約書（サンプル）第 20 条第 4 項に関し、ASP・SaaS 事業者が多数の地方公共団体に同一の ASP・SaaS サービスを提供している場合、不具合が発生したとしても ASP・SaaS 事業者が個別の地方公共団体と協議のうえ対応措置を決定することは困難であり、これが義務付けられるとかえって修理や復旧が遅れてしまうおそれがあります。また、各地方公共団体から異なった対応措置が要求された場合、システムの修理や復旧が困難になります。そのため、ASP・SaaS サービスによっては、ASP・SaaS 事業者の裁量により一律の対応措置が決定されることがあることについても言及する必要があるものと考えます。

- ・ガイドライン案 114 頁の契約書（サンプル）第 22 条に関し、ASP・SaaS サービスによっては、ASP・SaaS 事業者が既に保有している顧客の個人情報や新たに ASP・SaaS 事業者の会員となった者の個人情報を活用し、顧客のクレジットカード情報等の情報を地方公共団体に開示しない方法によって ASP・SaaS サービスを提供することがあります。そのため、そのような形態の ASP・SaaS サービスの場合には、必ずしも「甲の指示に応じた」といった条件が付されないことがあることについて、言及する必要があるものと考えます。

神奈川県

「地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン（案）」に関し、以下のとおり意見を提出します。

頁	項目	意見
14	第1章 ASP・SaaS とは 1.2 地方公共団体のシステム導入形態 1.2.2 ASP・SaaSの導入 (3) 地方公共団体における利用形態 イ) 共同利用	<p>【総務省案】</p> <p>複数の地方公共団体が共同で ASP・SaaS を導入するものであり、導入するサービスの内容やカスタマイズの要否、事業者の選定などは参加団体間の調整を通じて決定される。サービス導入後の運用、保守などについては<u>参加団体の職員などで構成される一部事務組合などに委託する事例も見受けられる</u>。複数の地方公共団体が共同でサービスを利用することで、より大きな割勘効果が期待できるが、参加団体間で業務のプロセスを標準化（共通化）するなどの調整も必要となる。</p> <p>【意見】</p> <p>神奈川県では県内 31（平成 22 年度からは 32）市町村等との共同利用を行っているが、参加団体間の調整及びサービス導入後の運用、保守を行うために任意の協議会を設置している。他団体においても、法定の協議会、株式会社やクラウド方式で共同利用を行っているケースもあることから、下線部については、上記の具体的な共同利用形態の記述を、もっと追加すべきである。</p>
15	第1章 ASP・SaaS とは 1.2 地方公共団体のシステム導入形態 1.2.2 ASP・SaaSの導入 (4) ネットワーク別の利用形態 ア) インターネットASP	<p>【総務省案】</p> <p>インターネット ASP とは、本書では LGWAN-ASP と区別し、インターネットを介してサービスを提供する ASP・SaaS のことを指す。インターネットはすでに広く利用されており、インターネット ASP として提供されているサービスの種類は多岐にわたり、一般的には<u>は</u>利用開始が容易であるものが多い。</p> <p>【意見】</p> <p>下線部削除</p>

<p>2 2</p>	<p>第 2 章 ASP・SaaS 利用の意義 2.2 地方公共団体から見た意義 2.2.6 セキュリティの<u>平準化</u></p>	<p>【総務省案】</p> <p>複数の地方公共団体が同一の ASP・SaaS を導入する場合、これらの地方公共団体に対するサービスは ASP・SaaS 事業者によって一括して管理され、結果的に地方公共団体が個別にシステムを保有する場合と比べて情報セキュリティの向上が期待できる。地方公共団体における情報セキュリティ対策の進捗状況が同様であるとはいえない現状において、ASP・SaaS の活用は地方公共団体間の情報セキュリティの<u>平準化</u>にも寄与するものである。また、情報セキュリティ対策の更新が必要な場合は一般的に ASP・SaaS 事業者側が対応することとなるため、地方公共団体における運用負担が軽減されるメリットもある。</p> <p>【意見】</p> <p>「平準化」は、必ずしも向上が期待できるものではない。情報セキュリティの向上を期待して、タイトル及び本文下線部分を「水準確保」に改めるべきである。</p>
<p>2 8</p>	<p>第 2 章 ASP・SaaS 利用の意義 2.5 最近の動向、今後の検討課題など 2.5.4 第一次中間報告における検討課題について (3) 既存システムとのデータ連携方法について</p>	<p>【総務省案】</p> <p>第一次中間報告においては、ASP・SaaS を地方公共団体の業務に導入する場合に既存のシステムと ASP・SaaS が混在しても<u>導入前のシステムの利便性を確保するための仕組み</u>について引き続き検討することとされた。</p> <p>本書においては、このようなシステムの利便性の確保のための取組みについては、<u>ASP・SaaS 事業者による地方公共団体への研修などを通じて行われるべきものとした</u>。本書においては 3.4.2「ASP・SaaS と既存のシステムとの連携」で詳細を記載している。</p> <p>【意見】</p> <p>既存システムのみで構築されていた地方公共団体の業務システムに ASP・SaaS が混在した後にも、ASP・SaaS 導入前の利便性を確保することには、これを確保するための中継システムの構築など経費面で困難を伴うことになると想定される。こうした問題につい</p>

		<p>ては、案に記述されている ASP・SaaS 事業者による地方公共団体への研修などによって解決を図ることはできず、既存ベンダーが ASP・SaaS に事業範囲を拡げつつある現状では、既存ベンダーから研修の中で高額な中継システムの導入を推奨される可能性があり、地方公共団体の利益にはつながらない。「研修などを通じて行われるべき」という結論は、不適切であると考えるので再考を望む。既存システムと ASP・SaaS の混在により利便性が損なわれる場合があることについて明記すべきである。</p>
50	<p>第4章 ASP・SaaS における SLA</p> <p>4.1 ASP・SaaS と SLA</p> <p>4.1.4 SLA を締結する上での注意点</p> <p>図 4-1 LGWAN-ASP の構成と責任分界</p>	<p>【総務省案】</p> <p>「LGWAN／霞が関 WAN」における運用管理、調達・保守範囲、障害対応の責任主体が「LGWAN／霞が関 WAN 運営主体」と記載されている。</p> <p>【意見】</p> <p>誤字修正：「LGWAN／霞が関 WAN 運営主体」</p>
89	<p>第6章 ASP・SaaS 利用に関する契約の進め方</p> <p>6.4 ASP・SaaS 導入の予算化</p>	<p>【総務省案】</p> <p>これらの検討結果ををまとめると以下のとおりである。</p> <p>【意見】</p> <p>下線部削除。</p>

<p>89</p>	<p>第6章 ASP・SaaS 利用に関する契約の進め方 6.4 ASP・SaaS 導入の予算化 脚注 15</p>	<p>【総務省案】</p> <p><u>ASP・SaaS を予算化する際の予算科目としては、従来のシステム構築の場合と異なり、役務費として予算要求することを推奨しているが、これは長期契約を可能とする地方自治法第 234 条の規定に照らして整合するものである。</u></p> <p>【意見】</p> <p>下線部削除。</p> <p>理由としては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定により、サービス提供に関する契約を委託で締結する場合、条例により定めがあれば長期継続契約として締結することが可能となるためである。</p> <p>神奈川県では、上記政令の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年神奈川県条例第 87 号）及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成 17 年神奈川県規則第 150 号）を制定し、情報処理業務の委託に係る契約を長期継続契約ができる契約の一つとして定めている。</p> <p>そのため、平成 22 年 4 月 1 日から運用が開始される神奈川電子自治体共同運営サービス（電子申請・届出システム及び公共施設利用予約システム）提供委託業務の契約（予算科目は委託費）を長期継続契約で締結している。</p>
<p>10</p>	<p>第7章 ASP・SaaS における契約書（サンプル） （契約終了後の処理）第 12 条 （条文解説） 1</p>	<p>【総務省案】</p> <p>第 1 項は、地方公共団体がサービスの利用にあたって ASP・SaaS 事業者から提供を受けた資料などについては、媒体にかかわらず ASP・SaaS 事業者に返還するとともに、契約者設備に格納されたものについては地方公共団体の責任において消去することを定めた規定である。</p> <p>【意見】</p> <p>サービスの利用にあたって ASP・SaaS 事業者から提供を受けた資料などで契約終了後直ちに返還、消去できるようなものは、そのサービスが余程安定的</p>

		<p>に提供され、そのサービス内容に疑義を挟む余地のない電話等役務の提供を想定しているものと思われる。今後、地方公共団体が既存システムの置き換えとして調達する ASP・SaaS の対象分野では、そこまで安定的に提供される程の熟度に達していないのが現状もあるので、この規定の対象となる分野や対象物を明記するか、地方公共団体における記録の確保のために、残せる条項を追加することが妥当と考える。</p>
--	--	--

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会

「地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン（案）」に関し、以下のとおり意見を提出します。

頁	項目	ガイドライン記述内容	意見
24	2.4 地域住民・企業から見た意義 (1) 手続きのオンライン化	また、ASP・SaaSはこれまで地方公共団体で実施されていなかった民間企業の新しいサービス形態（マルチペイメントなど）への柔軟な対応が可能であり、公共サービスの充実が期待できる。	<p>左記において、マルチペイメントネットワーク（ペイジー）について括弧書きの記載があるが、納付部分も含めてオンライン化することの意義が明確に分かるような記述として頂きたい。</p> <p>理由としては、行政ワンストップサービスを実現するためには申請・登録のオンライン化とともに納付部分のオンライン化が必須と考えるからである。各種申請や登録をオンライン化したとしても、それに伴う手数料等の納付のために地方公共団体窓口や金融機関窓口へ出向くこととなった場合、住民はオンライン化のメリットを十分に享受できない。手続きのオンライン化の際に納付も含めて可能とすることは、地域住民・企業から見た意義が大きいと考える。</p> <p>具体的には次のような記述をお願いしたい。 「また、ASP・SaaSは公金決済サービス（マルチペイメントネットワーク（ペイジー）など）との連携を実現することにより、納付まで含めてオンライン化することが可能となるため、行政サービスのワンストップ化がより促進され、住民サービスの大幅な向上が期待できる。」</p>
40	3.4.2 ASP・SaaSと	また、納付を伴う申請を処理する場合、公金決済サービスと電子	左記において、「公金決済サービス」という記述を「公金決済サービス（マルチペイメントネットワーク（ペイジー）など）」として頂き

	<p>既存システムとの連携</p>	<p>申請サービスとの連携が確保されれば、納付情報や収納情報をこれらのサービスで共有することも可能となる。</p>	<p>たい。 理由としては、公金決済サービスを具体的に記載した方が地方公共団体等に理解されやすいと考えるからである。</p>
--	-------------------	---	--

個人

「地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン（案）」に関し、以下のとおり意見を提出します。

＜「セキュリティ機能面および利用面の安全性」における第三者認証の必要性について＞

「地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン（案）」4.3.1 の要求仕様策定時における、ASP・SaaS 事業者とサービスを評価・選定すべき観点として、「セキュリティ機能面および利用面の安全性」を明記し、評価内容として、「アプリケーションの IT セキュリティ評価及び認証制度の認証取得（評価保証レベル 2）」を明記するようお願いいたします。

＜理由①：「セキュリティ機能面の安全性」＞

ASP・SaaS 事業者が提供するアプリケーションは、どのような状態・条件でも必ずセキュリティ機能を実施するよう、安全に設計されている必要があります。

たとえば、DB にアクセスする際、適切なアクセス権限をもったユーザのみを許可する要件であるにもかかわらず、アクセス権限チェック機能がバイパスされ、アクセス権限を持たないユーザがアクセス可能となるような、特殊な状態や条件が存在するかもしれません。アプリケーションは、構成や仕組み上、セキュリティ機能がバイパスされない特性を持つ必要があります。

＜理由②：「利用面の安全性」＞

ASP・SaaS 事業者は、アプリケーションのセキュアな利用に関して利用者が遵守すべき事項を、十分に提供する必要があります。

たとえば、利用者における PC の設定や LAN の環境において、PC にインストールされるアプリケーションに関する制限がある場合や、LAN 上に設置される機器に制限がある場合等、セキュアな利用に関して適切なガイダンスが必要となる場合があります。

これらの情報は、アプリケーションの管理者マニュアル等において、利用者に容易に理解可能な記述で提供されている必要があります。また、そのような利用をしない場合、セキュアな利用が出来ないことが警告されている必要があります。

＜理由③：「第三者による確認」＞

理由①、及び②に挙げた安全性の確認は、専門知識が必要となるため、利用者では出来ないこと、及び、客観的である必要があることから、IT および情報システムの専門家である

第三者が行う必要があります。「ITセキュリティ評価及び認証制度の認証取得（評価保証レベル2）」によって、これが可能となります。

① P11 1.2.1 システム独自構築

「…当該ベンダーから法外なデータ移行費を請求される」とありますが、「法外な」という表現は不適切であると考えます。

② P21 2.2.1 業務効率化への寄与 (2) サービス機能の改善、追加などへの柔軟な対応 (※1)

「ASP・SaaSでは、法令・制度改正などによるシステム更新や改修をASP・SaaS事業者側で一斉に実施することがあらかじめサービスに含まれているため、」とありますが、法令・制度改正の内容によっては必ずしもこれを保証できないケースもあり得るのでその旨注意書きをする必要があると考えます。

一方、本ガイドラインの主旨とは異なりますが、ベンダーが法令・制度改正に無理なく対応できるように、行政側ではベンダーに対して次のような措置を講じることにより、円滑な行政事務運営を支援いただく必要があると考えます。

- ・ベンダー側でのシステム改造スケジュールを考慮した法令・制度改正日程の立案
- ・ベンダー側への適切・正確・即時の情報提供
- ・大規模改正の場合の補助金交付等資金面での支援

③ P34 3.3.1 サービスの導入企画 (1) 対象業務の検討 (※2)

「付録1 地方公共団体の業務別に利用可能なASP・SaaS」にASP・SaaSを例示することですが、収載基準が不明であり、網羅性を保証されないと考えます。また、本ガイドライン公表後に開始されるサービスは掲載されません。ASP・SaaSの例示については、収載基準を明確にするとともに、インターネットのホームページにて随時更新して公開するなどへの対応が妥当と考えます。

④ P44 表3-2 ASP・SaaS間連携時に留意すべき事項「契約上の連携の可否の確認」

「…その場合は契約の見直しが必要となる。」とありますが、有償となるケースも少なくないと思われるので「追加費用を含め契約の見直しが必要となる。」と記載願います。

⑤P86 6.3 ASP-SaaS利用に関する契約体系

「… 地方公共団体とASP-SaaS事業者との契約は原則として二者契約とすることが望ましい。」とあります。この指針については全く異論はありませんが、実行面での課題として、ASP-SaaS事業者が、1,700余の全地方公共団体に対して業者登録を行うことは不可能という現実があります。もしASP-SaaS事業者が全地方公共団体に業者登録を行えば莫大なコストを要し、これがサービス料金に含まれることにより、ユーザーである地方公共団体でもASP-SaaS導入のメリットが減少する事となります。

ネットワークを介して空間的制約を超えてサービスを利用するというASP-SaaSのメリットを享受できるよう、地方公共団体におかれは、ASP-SaaS事業者に関する業者登録については、その基準を見直し、

- ・ 国に対して業者登録を行、て、いること
- ・ 同一都道府県内の一定数以上の団体に対して業者登録を行、て、いること

などを用意として、未登録業者であっても入札参加及び契約を可能とするよう、法令・条例を整備することが必要であると考えます。

また、〈参考 2LTAXにおける地方税電子化協議会の取組み〉に述べられているとおり、ASP-SaaSの利用に当、ては、端末の管理やヘルプデスクサービス、運用支援などの支援事業者が必要ケースもあり、又全体システムのサブシステムの一つとしてASP-SaaSを利用するケースも想定されます。調達に当たり、ASP-SaaS事業者と支援事業者又は全体システム構築事業者が共同して入札に参加し、それを「これが地方公共団体と契約を交すなどの契約方式の改善も必要」と考えます。

以上の点について本ガイドラインに盛り込むことをご検討ください。

⑥ P95 6.6.4 サービスの廃止

「また、地方公共団体から既に支払われた料金の返済や…」とありますが、「既に支払われた料金のうち将来の未履行部分に相当する料金の返済」と修正する方が明確であると考えます。

⑦ P96 6.6.7 ASP、SaaSの知的財産権

「ソフトウェアの著作権や所有権などの知的財産権を地方公共団体へ譲渡する旨の」とありますが、所有権は知的財産権ではありませんので「ソフトウェアの著作権などの知的財産権や所有権を…」と修正すべきと考えます。

⑧ P98 6.7章 ASP、SaaSにおける契約書(サンプル)

調達にあたり、SI、カスタマイズ、運用支援と併せて調達する場合、これらについては別途委託・請負の契約書を締結する必要がある旨を追記願います。

※1 P94 6.6.3 ASP、SaaSの仕様変更 ※1段落部分について同じ意見です。

※2 P91 6.5.3 ASP、SaaSの情報収集・分析 ※2段落部分について同じ意見です。

-以上-

(別紙)

修正意見

項番	ページ	段落	現行文章	修正内容
1	P16 下から5 行	1.2.2 (4) イ)	なお、LGWANは地方公共団体のための堅牢なネットワークであることは事実であるが、日本全国の地方公共団体の職員が共同で利用するものであり、LGWAN-ASPを導入する場合であっても、機密性の高い情報の処理を行う業務やアクセス制御、VPNの採用といったインターネットASPの場合と同様の情報セキュリティに対する配慮が必要である。	なお、LGWANは地方公共団体のための堅牢なネットワークであることは事実であるが、日本全国の地方公共団体の職員が共同で利用するものであり、LGWAN-ASPを導入する場合であっても、 重要かつ機密性の高い情報の処理を行う業務については、データの漏えい・改ざん、不正アクセス、なりすまし等を防止するため、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)から発行された電子証明書を活用するなど、情報セキュリティに対する十分な配慮が必要である。
2	P45 上から2 行	3.3.4 (2) イ)	LGWAN-ASPは、スループットなどのサービスの品質がLGWANの帯域に依存することに留意する必要がある。	LGWAN-ASPは、スループットなどのサービスの品質の 評価要因としてLGWANバックボーン回線に接続する地方公共団体やLGWAN-ASPのアクセス回線に依存することに留意する必要がある。
3	P49	4.1.4 (3) ア)	LGWAN-ASPの利用においては、ASP設備から都道府県ネットワークオペレーションセンター(以後、「NOC」という。)までの経路はLGWANが提供している。	LGWAN-ASPの利用においては、 LGWAN-ASP接続設備から都道府県ネットワークオペレーションセンター(以後、「NOC」という。) までの経路はLGWANが 監視を行っている。

(図4-1 参照)

パブリックコメント一覧

項番	ご指摘箇所	ご意見
1 全般		<p>今回のガイドラインですが、やはり自治体フロントオフィスに対しての適用がメインとなっております。それはターゲットをIT先進自治体に向けているからであろうと察します。地方公共団体としてのASP・SaaSですが、そのあるべき姿とは「財政再建団体」に近い位置にある、財政的に厳しい状況で保有システムの更新に苦慮しておられる団体こそ、適用されるべきではないかと考えます。</p> <p>その意味ではフロントオフィスではなくバックオフィスが重要であり、システム管理専門の職員を置かず、内部情報系などでIT利便性を享受すること(限られた職員数での事務やりくり)が実現すべきことではないかと考えます。機器を持たず、管理要員も持たず、例年経費で、なおかつシステム更新も気にしなくて良い。そのような「夢」の実現こそが、ASP・SaaSベンダーの果たすべき使命であると明言し、簡潔的であつても「社会的責任」を内外に打ち出しているのも良いのではないのでしょうか。すなわちASPICの存在意義としての、フレーズともなるかと思えます。</p>
2 全般		<p>ASP・SaaSガイドラインの普及や啓発をはじめ、地方公共団体に対するICTコンサルティングを進めていくうえで、ITコーディネーターや地域情報化アドバイザーとの連携を考慮した支援組織が必要ではないか。</p>
3 全般		<p>前半で「レディメイド型ASP・SaaS」を前提としているが、後半に入ると「オーダーメイド型」に係るカスタマイズ時の留意事項が記載されている箇所があり、混乱がもたらさざるを得ない。2本立てで記載する必要があると思われる。</p>
4 全般		<p>全体的に多くの箇所で「最適な」等という言葉が使われているが、SLA等の合意するプロセスにおいて現実的に「ベスト」は有り得ず「ベター」であろう。「適切な」等の表現に置き換えた方がよい。</p>
5 全般		<p>【予算措置並びに有償/無償対応について】 サービス開始後の費用については何が有償で、何が無償になるかについて、契約書で明記されることになると思うが、従来は追加機能で有償だったもの(例えばサーバー台数や利用者の都合で変更した事項やトラブル増、SLA変更など)の予算措置についても、記述しておく必要がある。</p>
6 全般		<p>【LGWAN利用基準の緩和】 ASP・SaaSの普及やLGWAN利用の拡大を図るために、LGWANにおけるサービス登録、プロトコルの緩和を進める必要がある。これにより、LGWAN利用のコストパフォーマンスの向上、あるいは廉価な利用料に繋がるのではないかと。LGWAN管理団体と連携した取り組みを望みたい。自治体クラウドの実証実験結果も反映されたい。</p>
7 1章 1.2「地方公共団体のシステムの導入形態」1.2.2「ASP・SaaSの導入」		<p>「自動化が可能になる」という表現ではなく、「負荷の大幅な軽減」というレベルの表現が適切ではないか。</p>
1章 1.2「地方公共団体のシステムの導入形態」1.2.2「ASP・SaaSの導入」(1)「サービスの提供形態から見たASP・SaaSの分類」		<p>「カスタマイズ」を定義して頂きたい。 本書12頁でレディメイド型の定義をされているが、パラメータを使った設定もカスタマイズと誤解しがちであることから、パラメータ設定によるものはカスタマイズとは呼ばないことを明確にして欲しい。</p>
9 1章		<p>ASP/SaaS、自治体クラウドの定義を文書での説明だけでなく図表を用いて記載していただきたい。 例えば、「ASP/SaaS白書2009/2010」15頁 図表1 ASP・SaaSの体系図(その1)、あるいは同書10頁 図表2 ASP・SaaSの体系図(その2)のような形で定義を示していただくと分かりやすい。</p>
10 2章 2.1「ASP・SaaS利用の特長」(4)「セキュリティ」について		<p>「セキュリティ」とあるが、記述内容を鑑みると、「安全性」といった表現の方が適切ではないか。</p>

11	2章 2.2「地方公共団体から見た意義」2.2.2「新規事務に 対する対応」	「他の業務システムとの連携により、業務改善・サービス改善が見込める事務」とする方が、実態に近いと思われる。
12	2章 2.2「地方公共団体から見た意義」2.2.2「新規事務に 対する対応」	業務フローは、各地方公共団体が定める条例や例規に因るものも多い点にも留意すべきであり、ASP・SaaSの利用にあたっては、これら条 例や例規の制定・改正とセットで考えることも必要である。
13	2章 2.2「地方公共団体から見た意義」2.2.5「地元ICT産 業振興への寄与」について	「地域の小規模ベンダーが、プラットフォーム提供企業とのその他の新しいビジネス連携のきっかけとなる可能性がある」等の地元ICT産業 振興への寄与に関して追記すべき。
14	2章 2.5.4「(4)事故・障害発生時の責任範囲の明確化	2.5.4 (4)事故・障害発生時の責任範囲の明確化についての文中 誤植。誤:「(免責事項を除く) 正:「(免責事項を除く)」と思われる。
15	3章 3.4「ASP・SaaS」における留意点」3.4.2「ASP・SaaSと 既存システムとの連携」表3-1	「柔軟な連携」とはどのようなものを分解し、より具体的に留意すべき点や、事例等を記載することが有効であると思われる。庁内のシス テムが、柔軟な連携が可能かを判断する材料を、少しでも調達者に対して提供した方がよい。
16	3章 3.4「ASP・SaaS」における留意点」3.4.2「ASP・SaaSと 既存システムとの連携」表3-1	「制度的な観点も含め」とあるが、具体的にどのような制度に留意すべきか、事例をあげた方がよいように思われる。
17	3章	「公金決済」は、「公金収納」という言葉の方が適当。
18	4章 4.1「ASP・SaaSとSLA」表4-3	バッチ処理は、処理すべき量によって時間が大きく変動するため、これを基本の評価項目とするのは適切ではない。項目の「削除」もしくは 「推奨項目」とする位置づけが好ましい。 また、P.57表4-5において空調設備に対する評価項目が推奨となっており、データセンターへ設置されたサーバー群を使ったサービスである ことを考慮すると、空調設備に対する評価は基本であるべきと考える。
19	4章	【SLAの除外対象を記載すべき】 ・ネットワークが故障し、サーバーとPCが接続できなくなった場合で、その原因が庁内のLANであった場合は、SLAで規定した稼働率等から は、その事象は除外されるべきである。

